参考資料2

総括論点整理関連資料

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

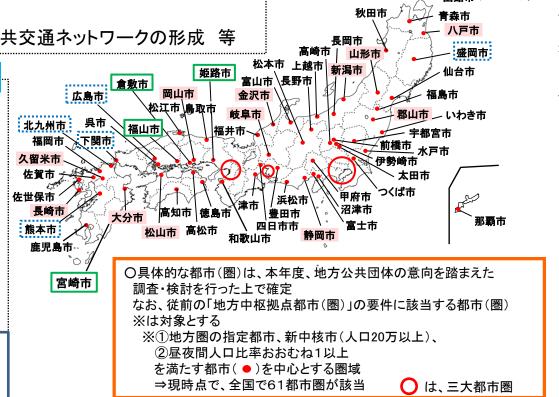
連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① <u>**圏域全体の経済成長のけん引</u>** 産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援等</u>
- ② <u>高次の都市機能の集積・強化</u> 高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備等
- ③ <u>圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u> 地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ <u>地方自治法を改正</u>し、地方公共団体間の柔軟な 連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- → 平成26年度は、<u>連携中枢都市圏形成の準備に向けた</u> <u>支援</u>を行い、<u>先行的なモデルを構築</u>するため、 国費による事業(9事業)を実施
- ▶ 平成27年度も、国費により支援(12事業)
- ▶ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢 都市宣言 連携協約 の締結 都市圏ビジョン の策定



は、都市圏を形成している団体(4団体)

札幌市

は、平成26年度モデル事業実施団体のうち、まだ都市圏を形成していない団体(5団体)

は、平成27年度促進事業実施団体(12団体)

函館市

旭川市

連携中枢都市圏の形成の動き

団体名	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン関係市町村		圏域人口等	
姫路市	H27年2月13日 (宣言済み)	H27年3月23日 (姫路市議決) H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市加西市、宍粟市、たつの市、稲美町播磨町、市川町、福崎町、神河町太子町、上郡町、佐用町(計:6市8町)	1,276,670人 (うち姫路市 536,270人)	
倉敷市	H27年2月17日 (宣言済み)	H27年2月18日 (倉敷市議決) H27年3月27日締結式	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市 高梁市、新見市、浅口市、早島町 里庄町、矢掛町 (計:6市3町)		783,035人 (うち倉敷市 475,513人)	
福山市	H27年2月24日 (宣言済み)	H27年3月18日 (福山市議決) H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市 世羅町、神石高原町 (計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人)	
下関市	H27年9月30日 (宣言済み)					
高松市	H27年9月4日 (宣言済み)					
熊本市	H27年6月18日 (宣言済み)	_	_	_	_	
宮崎市	H26年12月1日 (宣言済み)	H27年3月13日 (宮崎市議決) H27年3月25日締結式		【宮崎県】国富町、綾町 (計:2町) ※更に、県内の他市町村とも連携について 協議中	428,716人 (うち宮崎市 400,583人)	

連携中枢都市圏における都市圏要件の確定について

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

付属文書 アクションプラン(個別施策工程表)抜粋

(4)-(オ)-① 「連携中枢都市圏」の形成

●必要な対応

○圏域の概念を「連携中枢都市圏」に統一し、以下のとおりとする。

• 「連携中枢都市圏」の概念

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものとする。

• 対象都市(圏)

対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を 行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に 該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする。

連携手法

市町村が連携して都市圏を形成して事業を行うに当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用し、民間事業者等との連携を図り、都市圏としての取組を強めていく。

山口市・宇部市の広域連携について ①

〇 全国的に珍しい中小都市が分散する県域の都市構造 ⇒県人口に占める割合が20%を超える規模の都市が無い 山口県人口約145万人 (H22 全国第25位) 高峻な山は少ないが、全 般的に山地が多く、標高40 萩市 0~500メートル程度の丘 5.4万人 長門市 陵性山地が広く散在。 3.8万人 山口市 美祢市 19.7万人 2.9万人 下関市 約14% 岩国市 28.1万人 14.4万人 周南市 約19% 15.0万人 防府市 宇部市 小野曲寺。 約12% 6.5万人 止位3市ともに、県人口比20%未満。 参考:愛媛県(143万人)は、松山市(51.7万人)が県人口比率約36% 大分県(119万人)は、大分市(47.4万人)が県人口比率約40%

(山口市・宇部市提出資料)

山口市・宇部市の広域連携について ②

〇県内人口第2位山口市、第3位宇部市で大きく異なる高次都市機能

山口市 行政·教育·文化·観光	項目	宇部市 工業・医療
101.1	昼夜間 人口比率	100.9
陸: 新山口駅(新幹線)	広域交通拠点	空: 山口宇部空港 海: 宇部港(重要港湾)
観光、商業、公務、流通、情報通信、教育	主要産業	化学、機械、窯業
山口県庁、国出先機関 県立博物館、美術館、図書館、文書館 山口大学、山口県立大学、山口学芸大学 山口県産業振興財団、農林総合技術センター 山口情報芸術センター(YCAM)	行政• 学術研究等	山口大学(一部)、宇部フロンティア大学 宇部工業高等専門学校 山口県産業技術センター
人文学部、教育学部、経済学部、理学部、農学部、共同獣 医学部、国際総合科学部	(参考) 山口大学	工学部、医学部
2次救急 ※日本創成会議CCRC全国41地域(準地域)	医療福祉	3次救急(山口大学医学部附属病院)、ドクターへリ ※日本創成会議CCRC全国41地域(地方都市型)
百貨店(山口井筒屋) プロスポーツチーム(レノファ山ロ・サッカーJ3)	生活関連	映画館(シネマコンプレックス) 動物園(ときわ動物園)
全国的なスポーツ大会開催機能(維新百年記念公園) ロックフェス等のイベント開催機能(きらら浜記念公園) 年間85万人の宿泊機能(湯田温泉等)	観光·交流	産業観光ツア一等

- → 高次都市機能が、互いの都市特性のもと、役割分担されて集積されている。
- → 結果、約37万人都市規模(山口市19.7万人+宇部市17.4万人)の高次都市機能が立地。

(山口市・宇部市提出資料)

山口市・宇部市の広域連携について ③

〇山口市・宇部市が高次都市機能を役割分担・連携し、 山口県中部エリアで都市圏を形成している

◇山口市と宇部市の都市連携

平成23年 地域高規格道路「山口宇部道路」が開通(山口市役所⇔山口宇部空港が40分)

平成24年「観光交流に関する協定書~もっとつながろう山口・宇部~」締結

平成27年 山口市、宇部市の両市長が、山口県知事に両市の都市連携への支援を要請

萩市 5.4万人 ^{昼夜間98.3} 山陰

国 3号

島根県 津和野町 0.8万人 昼夜間94.5 JR山口線

美祢市 2.9万人

2.9万人 昼夜間100.1

宇部市 17.4万人

昼夜間人口比率 100.9







瀬戸内観光圏の形成

山口市 19.7万人

昼夜間人口比率 101.1



レノファ山口 2015シーズンJ3トップ(10月時点)

知的交流・アート



山口情報芸術センター(YCAM)



山陽小野田市 6.5万人 _{昼夜間96.2}



宇部港



山口宇部空港



新山口駅(新幹線)

防府市 11.7万人 _{昼夜間98.3}

(山口市・宇部市提出資料)



(参考)

下関市

28.1万人 ^{昼夜間98.6}

京都府北部地域連携都市圏の現況ポテンシャルについて

- ■圏域人口は中核市並であるものの、人口減少・高齢化が進行し、国の推計では2040年に人口は約3割減少する見込み
- ■進学等を機に圏域外に流出する若者が多く、就職時にその全部は戻らない。一方で、出生率は高い

5市2町

309,007

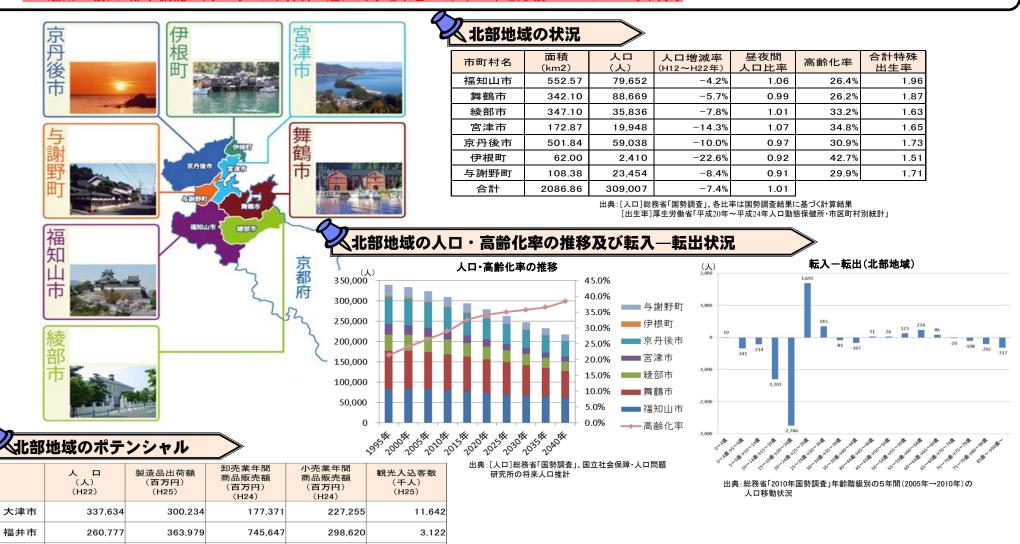
596,423

194,809

235,513

8,723

- ■圏域内の各市町は観光、製造業など、それぞれに特色を持ちながら、昼夜間人口比率1を超える都市が複数存在、全体でも1を超えており、圏域全体の産業規模・交流人口は近隣中核市と同程度のポテンシャルを有し、それをネットワーク化できる鉄道・高速道路等公共交通基盤が整備されている
 - ⇒ 雇用の創出・都市機能の向上等により若者に魅力的な地域をつくれれば、地方創生のモデルになり得る



※大津市(滋賀県)、福井市(福井県)は県庁所在地

(京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会提出資料)

地域の実情に合った多様な自治体間連携について

地域の実情に沿った連携が必要

- ○人口減少社会にあっても、それぞれの地域において、地域経済が安定し、人々が快適で安心な暮らしを営んでいける持続可能な地域社会の形成が必要
- 〇人口減少社会に的確に対応するためには、市町村間の広域連携が可能な地域においては、広域連携を推進していくことが必要。そのためには、**市町村が**、その選択に基づき、**地域の実情に沿って柔軟に連携を進めることができる環境づくりが必**要

へ核となる都市のない地域の連携のあり方

- 〇現在、核となる都市と近隣自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めることを推進しているが、一つの圏域の中に昼夜間人口比率1以上の都市が複数存在する場合もある。
- ○こうした地域では、それぞれの都市が分野毎に中心的な役割を担っており、圏域の核になり得る都市が存在しないことから、 一つの中心的都市に集約することが困難ではないか。
- 〇このため、各市町村の特徴ある資源を有効に活用し、相互の連携と役割分担により、圏域全体の経済の活性化に取り組み、 高次の都市機能の確保・向上により生活利便を高める取組についても、推進していく必要があるのではないか。



現行の連携中枢都市圏等の形成が困難な地域でも、広域連携を推進できるよう、<u>水平的な広域連携</u>を推進するためのパッケージ化された制度が必要ではないか。

※なお、経済活性化等の地域づくりの政策や企画を推進していく上では、事務の共同処理制度の活用よりも柔軟な制度が必要。

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申(平成25年6月25日地方制度調査会)(抄)

現行の地方自治法に基づく事務の共同処理の制度(一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託)においては、それぞれの効果が法定されている。今後必要となる地方中枢拠点都市を核とする圏域及び定住自立圏における市町村間の広域連携や都道府県による市町村に対する補完を進めるためには、これまでの共同処理の方式よりも柔軟な地方公共団体間の関係を構築することが求められるものと考えられる。これを踏まえた制度面での対応が必要である。

水平的広域連携の必要性等について

《北部地域連携都市圏の必要性

課題認識	出生率は高いものの、若年層の都市部への流出により人口が大きく減少
強み	観光、製造業など、それぞれに特色を持ちながら、昼夜間人口 比率1を超える都市が複数存在し、圏域全体でも1超えるこの地域は、 既に相互依存関係にあり、圏域全体の産業規模・交流人口は近隣中核市と同程度のポテンシャルを保持
対応の 限界	京都府北部地域には、連携中枢都市圏の要件である中心市はなく、10万人未満の市町では予算規模・組織体制などの限界から、 各市町がバラバラに取組を進めても人口減少社会への対応効果は限定的(活用できる支援措置もない)

連携都市圏 の必要性

各市町村の特色あるリソースを拡充・集約して連携協約により施策を共有し、それぞれの市町が政令都市の区であるかのような位置 付けで役割分担を行う政策連携のもと、住民があたかもひとつの市の住民として同一の行政サービスを受けることにより、中核市並 の生活圏を創出することが可能となる。

連携都市圏 の効果

圏域内市町の役割分担により、中核市並のスケールメリット、住民便益の向上、都市格の向上を確保

《連携都市圏における人口減少社会への対応例(案)

事例①公共施設の適正配置 (スケールメリット)

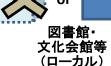
A市

文化会館等

(ハブ)

構成各市町





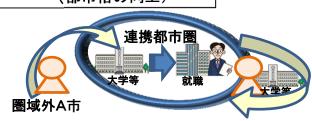
現在老朽化している公共施設を建て替 える際には、集約化やダウンサイジング、 又は共同設置を推進

事例②通勤・子育て支援制度の共通化 (住民便益の向上)

京丹後市 伊根町 与謝野町 宮津市 0 福知山市 舞鶴市 綾部市

圏域をひとつにした通勤コストへの共通 支援制度、保育所等の広域利用制度の 創設

事例③地域人材の育成 (都市格の向上)



北部地域へ通学して就職する学生や、他地 域の大学等に通学し、北部地域へUIターンを 行う学生への共通奨学金制度の創設

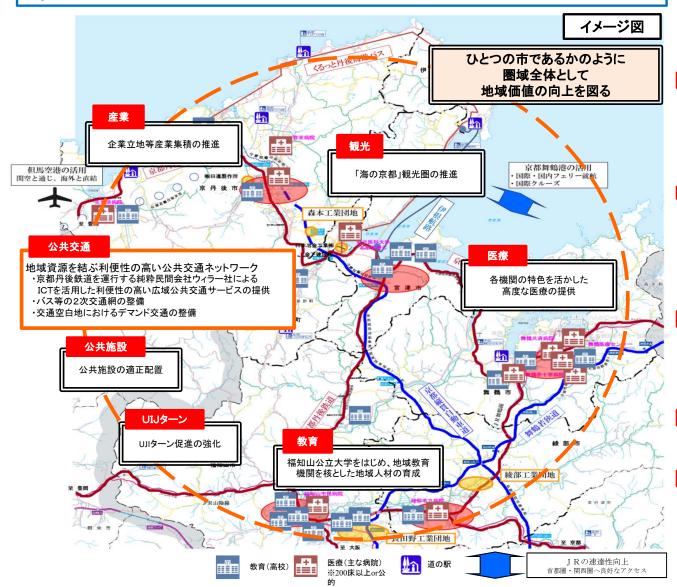
ポイント

中心市がない地域においても、圏域をあたかもひとつの都市と見なす水平的広域連携施策の創設により、全 市町村において広域連携を通じた人口減少社会への対応が可能になるのではないか。

(京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会提出資料)

京都府北部地域連携都市圏のイメージ 京都府北部5市2町の連携による中核市並生活圏の構築

- 〇それぞれの市町の個性や得意分野を公共交通ネットワーク等により結びつけ、(一極集中ではなく)相互に役割を担い、圏域 として都市機能・生活水準の向上を図る(中核市にも相当する公共サービスや都市機能を圏域で確保)
- 〇豊かな自然環境の下、医療・福祉、教育、交通等の充実した<u>質の高い居住環境</u>を創出するとともに、<u>密度の高い生活圏</u>の形 成による労働生産性向上を通じた所得の向上を図り、大都市ではできない文化的で若者や子育て世代に魅力ある生活圏をつ



観光

「海の京都」の統一コンセプトの下、一体的な観光戦略を推進する日本版DMO を推進

平成26年7月に国の「観光圏」に認定(「海の京都」観光圏)



産業振興

通勤圏の拡大に伴う雇用支援と企業が負担する通勤コストへの共通支援制度 創設、新産業拠点のブランド化と圏域内企業のビジネスマッチング



医瘤

心臓血管外科、脳神経外科など高度な医療が提供可能な医療機関群を活かし、 それぞれの医療機関の得意分野を伸ばすことで、大都市に行かずとも、この圏 域内で必要な医療が受けられる環境を実現



舞鶴市民病院、舞鶴赤十字病院 府立医科大学附属北部医療センター

教育

- 福知山公立大学など北部地域へ通学する学生や 大都市圏域から北部地域へUIターンを行う学生へ の共通奨学金制度の創設
- 「地(知)の拠点大学」と連携した地域産業を 牽引する人材育成拠点を形成



(中高一貫教育

UIJターン

移住・定住希望者に圏域全体で対応する共同ワンストップ窓口や圏域全 体の空き家の管理や改修支援を行う中間管理機構の創設

公共交通

総合交通局の設置や共通支援制度の創設、 切れ目のない交通ネットワークの構築

京都丹後鉄道

公共施設

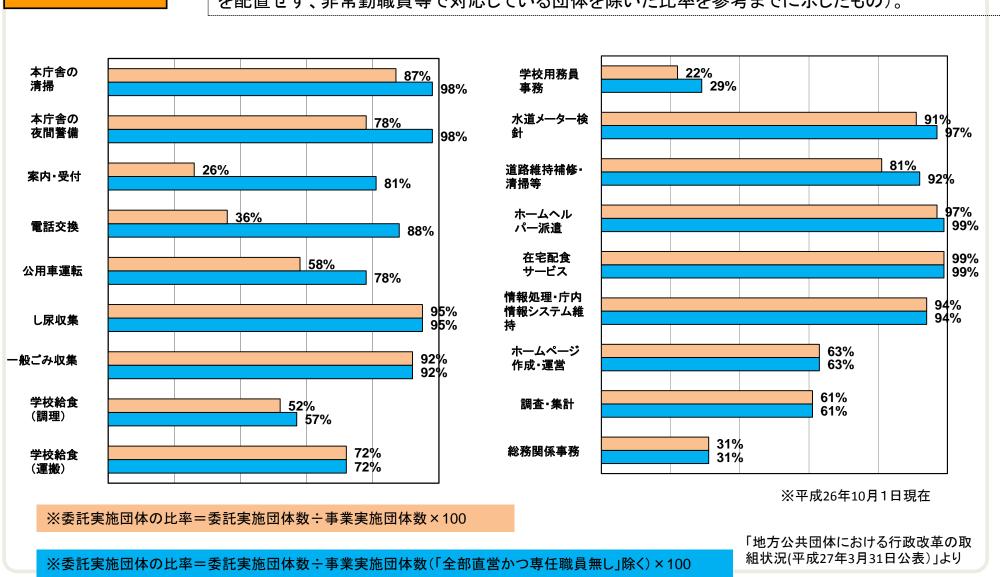
公共施設総合管理計画の策定と広域的相互 利用を見据えた図書館等の整備

(京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会提出資料)

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)



市区町村における委託実施状況は以下のとおり(下段については、業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率を参考までに示したもの)。



窓口業務の民間委託の実施状況について

窓口業務の定義

法令に基づく申請等の受付その他処理に関する業務

「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な 業務の範囲等について」(平成20年1月17日付け内閣府公共サービス改革推進室通知。以下「内閣府通知」という)における定義。

内閣府通知においては、住民異動届の受付、住民票の写し等の交付、戸籍の届出の受付、国民健康保険や介護保険関係の各種届出書・ 申請書の受付等、民間事業者に取り扱わせることができる業務の範囲が整理されている。

窓口業務の民間委託の実施状況

「地方公共団体における窓口業務の民間委託等に関する調査」(平成26年10月1日現在)より

		民間委託導入団体数(※)	市区町村数	割合
全市区町村		208団体	1, 741団体	1 2 %
	指定都市	1 2 団体	2 0 団体	60%
	特別区	16団体	2 3 団体	70%
	中核市	19団体	4 3 団体	4 4 %
	指定都市・中核市以外の市	140団体	7 2 7 団体	19%
	町村	2 1 団体	9 2 8 団体	2 %

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

地方公共団体における窓口業務の民間委託等に関する調査

【調査主体】総務省自治行政局行政経営支援室

【調査対象】202市町村(抽出)

【調査時点】平成26年10月1日

【回答】199市町村(98.5%)

【調査内容】

- ・ 窓口業務の民間委託について、その推進を阻害もしくは躊躇させる要因と考えているものを以下の選択肢から<u>3つまで</u>選び回答してください。
 - ①窓口業務の件数が少なく、委託することの効率化が見込めないため
 - ②個人情報の取扱いに課題があるため
 - ③サービスの質の低下の恐れがあるため
 - ④制度上市区町村職員が行うこととされている事務であるため(もしくは、市区町村職員が行うこととされている事務との切り分けが困難であるため)
 - ⑤業務請負に出したいが、労働者派遣法(偽装請負等)との関係で躊躇する部分があるため
 - ⑥市民の理解が得られないと考えられるため
 - ⑦窓口職員の再配置に課題があるため
 - 8 その他

【調査結果】

		① 件数	② 個人情報	③ サービス	④ 直営	5 労働者 派遣法	⑥ 住民理解	⑦ 職員 再配置	8 その他	回答 合計数
市町村(1	99)	44 (22%)	108 (54%)	68 (34%)	68 (34%)	62 (31%)	23 (12%)	11 (6%)	57 (29%)	441
	指定都市(9)	2 (22%)	6 (67%)	4 (44%)	3 (33%)	2 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (33%)	20
	中核市(28)	3 (11%)	15 (54%)	14 (50%)	10 (36%)	13 (46%)	0 (0%)	3 (11%)	8 (29%)	66
	指定都市・中核市以 外の市(139)	28 (20%)	76 (55%)	46 (33%)	49 (35%)	47 (34%)	20 (14%)	7 (5%)	42 (30%)	315
	町村(23)	11 (48%)	11 (48%)	4 (17%)	6 (26%)	0 (0%)	3 (13%)	1 (4%)	4 (17%)	40

^{※ ()}内の数は回答団体数。複数回答可のため、回答合計数とは数が異なる。また、割合は回答件数/回答団体数である。